

鳥取県告示第286号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ジー・エム・シー	虹のかけはし	鳥取市行徳一丁目162	平成23年4月25日	介護予防通所介護
合同会社しろくま総務	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大字智頭1815-7	平成23年5月1日	〃